

第2章 参加資格

第20条 有資格競技者の定義

競技者は、本規則に従うことに合意し、資格剥奪を宣言されていなければ、競技する資格がある。

第21条 競技会は資格ある競技者のみに限定

1. 本規則によって行われる競技会は、i 加盟団体の管轄下において、本規則のもとに競技する資格のある競技者及び ii 中立競技者でカウンシルが定めた参加資格の条件を満たす者で、規則および規程（随時修正）によって拘束されること、および WA または加盟団体と起こりうる紛争は、これらの規則に規定されていない裁判所や機関に持ち込むことなく、これらの規則に従い裁定に付託することに合意することを含む WA が合意できる条件（その他条件に加え）で契約書に署名する者だけに限定される。
2. 本規則によるいかなる競技会においても、競技する競技者の参加資格は競技者が所属している加盟団体により保証されなければならない。本規則は中立競技者には適用されない。
3. 加盟団体における参加資格の規則は、WA の参加資格規則に厳格に合致していなければならない、またどの加盟団体も、自分の憲章または規定の中に WA の規則または規定に直接抵触する参加資格規則または規定を採択したり、公布したり、あるいは保持してはならない。もし、WA の参加資格規則と加盟団体の参加資格規則の間に不一致がある場合、WA の参加資格規則を適用しなければならない。

第22条 国際および国内競技会における資格剥奪

1. WA 規則もしくは、地域陸連や加盟団体の国内規則によって行われる競技会に下記の者は参加資格がないとみなされる。
競技者、競技者を支援する関係者またはその他の誰であっても：
(a) WA より資格停止中の陸連に所属している者。かかる加盟団体によって、その域内の市民のために開催される国内競技会には適用しない。

- (b) 所属する加盟団体の管轄下にある競技会への参加を一時的に資格停止されたり、資格剥奪を宣告された者。ただし、そうした資格停止や資格剥奪がWA規則と合致している場合に限る。
- (c) WA規則に基づいて、競技への参加を一時的に資格停止されている者。
- (d) 規則141条またはかかる規定に定める資格要件を満たしていない者。
- (e) 第3章のドーピング防止規則違反の結果として、資格剥奪が宣告された者。
- (f) 倫理委員会規定に基づき、倫理委員会から倫理規程違反による参加停止処分または参加禁止処分を受けた者。
- (g) 本規則第23条に明記する行為により資格停止処分となった者。
- 1A. 規則22.1(a)にかかわらず、申請された際に、カウンスル（あるいはその代表者）は、例外的に一部またはすべての国際競技会の参加資格を、カウンスル（あるいはその代表者）が定義する条件において、WAより資格停止されている加盟団体に属している競技者に付与することができるが、競技者は次のいずれかを、カウンスルが十分納得するよう示さなければならない：
- (a) 陸連の資格停止の事由がクリーンな競技者、フェアプレイ、及び競技の高潔性や信頼性の保護と推進の不履行から何らか起因するものではない場合あるいは
- (b) 陸連の資格停止の事由がクリーンな競技者、フェアプレイ、競技の高潔性や信頼性の保護と推進に十分な制度設置に関する何らかの不履行から起因するものであれば
- i 競技者はその不履行に直接（故意あるなしに関わらず）関与していないこと、* 競技者が該当陸連の国外の他の完全に適切な制度（WADA規範に完全に遵守した薬物検査含む）の対象に十分に長い期間置かれ、競技者の高潔性が客観的に担保されるがゆえに、陸連の不履行自体が競技者に影響しないあるいは競技者に対する疑義をもたらすものではないことに加え ii 特に競技者は、国際競技会における競技相手の競技者と

同様の質の、規則に完全に遵守した競技会内及び競技会外薬物検査の対象にあったあるいは

(c) 競技者が、クリーンな競技者、フェアプレイ、競技の高潔性や信頼性の保護と推進に著しく貢献している。

本規則22.1Aに基づき例外的な参加資格を取得するために、競技者は、該当する国際競技会の重要度が増せば、より確証的証拠を提供しなければならない。

そのような例外的な参加資格が付与された場合、競技者は該当する国際競技会にて資格停止となった陸連を代表してはならず、あくまでも個人の立場で、「中立競技者」として参加するものとする。

※ 本項(1A)の適用についてはガイドライン参照のこと。

2. 規則141条および、かかる規定により資格がないにもかかわらず、いかなる他の懲戒処分も受けることなく、競技に出場した場合、競技者及び一緒に競技したりレーチームは、すべての記録を抹消とし失格となる。このとき、すべてのタイトル、賞、メダル、得点、賞金そして出場料もすべて没収となる。
3. 第3章のドーピング防止規則に違反して資格停止もしくは資格剥奪されている期間中に、WA規則の下か、地域陸連や加盟団体の規則の下かに関係なくいかなる競技会でも、競技者が出場した（もしくは競技者を支援する関係者やその他の者が競技会に参加した）場合、WA規則40条11項の規定が適用される。
4. その他のWA規則違反によって資格停止もしくは資格剥奪されている期間中に、WA規則の下か、地域陸連や加盟団体の規則の下かに関係なくいかなる競技会でも、競技者が出場した（もしくは競技者を支援する関係者やその他の者が競技会に参加した）場合、資格剥奪期間は、それまで経過した資格停止または資格剥奪期間は無視され、最後に参加したときから再開する。

第23条 資格停止処分の対象者

2. 競技者、サポートスタッフ、または他の人物が全行動規範の対象になる場合、AIUは 報告調査起訴規則（非ドーピング）並びにアンチドーピング規則に基づき23条1項の違反で調査並びに

起訴するかどうかを決定しなければならない。そして、懲罰委員会は 懲罰委員会規則並びにアンチドーピング規則に基づき、全ての審理を聴いて決定しなければならない。その決定には資格停止の宣言を含んでも良い。その他の全ての場合、本23条3項から22項を適用する。

3. 23条1項に定められている規則または規定の違反に対する申し立ては、競技者、サポートスタッフ、または他の人物が（23条2項が適用される）全行動規範の対象となる場合、または適切な規則や規定が違反疑惑の手続きを明確にする場合を除き、次の手順で行われなければならない。

(a) その申し立ては書面に要約され、競技者、サポートスタッフ、または他の人物が属する（またはその規則に従うことに同意した）加盟団体に送信され、適時に事件真相の調査に着手しなければならない。

(b) 調査の過程で、申し立てを裏付ける証拠があると加盟団体が判断すれば、加盟団体は関係する競技者、サポートスタッフ、または他の人物に対し、その嫌疑と、決断が下る前に聴聞を受ける権利を即座に通知しなければならない。調査の過程で、関係する競技者、サポートスタッフ、または他の人物に対する嫌疑の証拠が不十分だと加盟団体が判断すれば、加盟団体は WA に対し、手続きを進めないとする事実と、書面での理由を即座に通知しなければならない。

(c) この資格規定に基づき懲戒に値する行為が行われたと断定された場合、競技者、サポートスタッフ、または他の関係する人物は、通常の場合通告から7日以内に、その嫌疑に対する書面による弁明書の提出を求められる。その期間内にその嫌疑に対する適切な弁明がない場合は、係争の間、競技者、サポートスタッフ、または他の関係する人物は、関係する加盟団体により暫定的に資格停止処分となる可能性がある。その暫定的な資格停止処分は、即座に WA に通知されなければならない。加盟団体が暫定的な資格停止処分を行わなかった場合、WA が代わって資格停止処分を課することができる。暫定的資格停止処分を課す決定に対し不服を申し立てることはで

きないが、競技者、サポートスタッフ、または他の関係する人物に対し、本規則23条3項(c)に基づき、加盟団体の関連する聴聞機関による聴聞の前に、十分に効率的な聴聞を受ける権利を与えられなければならない。

- (d) 競技者、サポートスタッフ、または他の関係する人物が、嫌疑を知らされて14日以内に聴聞を受ける意思があることを加盟団体または他の関係機関に書面で通知することを怠った場合、聴聞の権利を放棄し、その規則の関連する条項の違反を行ったことを受け入れたと見なされる。
- (e) 競技者、サポートスタッフ、または他の関係する人物が、聴聞を受ける意思があると通知した場合、違反を犯したとされる人物に対し全ての関連する証拠を提示しなければならない。また、懲罰等手続き規則第60条3項にある原則に関する聴聞は、嫌疑の通知後2ヶ月以内に行われなければならない。加盟団体は聴聞のデータがそろい次第直ちにWAに通知しなければならない。WAは聴聞にオブザーバーとして出席する権利を持つ。聴聞へのWAの出席やその案件に対する他の関与は、23条8項または23条10項に基づくCASへ控訴する権利に影響を与えてはならない。
- (f) 加盟団体の関連する聴聞機関が、証言を聴聞した後に、競技者、サポートスタッフ、または他の関係する人物が関連の規則や規制に違反すると決断した場合、その人物に対し、カウンスルによるガイドラインが定める期間の国際または国内の競技会への参加資格停止、またはカウンスルに承認された適切な他の制裁措置を宣言しなければならない。カウンスルによるガイドラインや他の制裁措置がない場合、関連する聴聞機関または加盟団体は、その人物の参加資格停止期間や他の制裁措置を必要に応じて決定しなければならない。
- (g) 加盟団体はWAに対し、5就業日以内に書面でその決定を通知しなければならない（そしてその決定に関する理由を书面のコピーでWAに送付しなければならない）。

23条3項による不服申し立て

4. 第23条3項に基づく決定に対し、以下に基づき不服申し立て

をすることができる。申し立ての間、特別な決定がある場合を除き、全ての決定はその効力を維持する（第23条16項参照）。

5. 以下は、第23条3項に基づいて不服申し立てをできる例の非包括的なリストである。

(a) 加盟団体が、競技者、サポートスタッフ、または他の関係する人物の本参加資格規則による参加資格の剥奪を決定した場合。

(b) 加盟団体が、競技者、サポートスタッフ、または他の関係する人物が本規則に違反していると判断するも、カウンスルによるガイドラインに基づく適切な制裁措置を科さなかった場合。

(c) 加盟団体が、競技者、サポートスタッフ、または他の関係する人物が本規則に違反しているとする決定を裏付ける証拠が十分でないと判断した場合。

(d) 加盟団体が23条3項に基づく聴聞を行い、競技者、サポートスタッフ、または他の関係する人物が、聴聞の過程や結論で、加盟団体が誤った結論を下したと疑う場合。

(e) 加盟団体が23条3項に基づく聴聞を行い、WAが、聴聞の過程や結論で、加盟団体が誤った結論を下したと疑う場合。

6. 国際レベルの競技者（またはそのサポートスタッフ）が含まれる場合、加盟団体に関係する機関の決定に対し、23条8項から22項までの規定に基づき、CASへのみ不服申し立てをすることができる。

7. 国際レベルの競技者（またはそのサポートスタッフ）が含まれていない場合、加盟団体に関係する機関の決定に対しては、（23条10項または11項が適用されなければ）加盟団体の規則に基づき、国内レベルの機関に不服申し立てをすることができる。各加盟団体は、以下のような原則に則った国内レベルでの審判手続きを持たなければならない。公正で独立した聴聞機関に先だって時宜に聴聞を行うこと。（申し立てた側の負担で）弁護士や通訳を付ける権利を保障すること。そして書面にて適時に合理的な判断を下すこと。

資格に関する決定の不服申し立てができる関係者

8. 国際レベルの競技者（またはそのサポートスタッフ）が含まれる（本23条2項以外の）23条1項または23条3項における場合、下記の関係者がCASに対し不服申し立ての権利を有する。

- (a) その決定に関係する競技者または他の人物
- (b) その決定に関係する他の当事者
- (c) WA
- (d) IOC（その決定がオリンピックに関する資格に影響を及ぼす可能性のある場合）

9. 国際レベルの競技者（またはそのサポートスタッフ）が含まれない23条3項における場合、国内レベルの機関への不服申し立てを持つ関係者は、加盟団体の規則に規定されなければならないが、最低限下記を含むものとする。

- (a) その決定に関係する競技者または他の人物
- (b) その決定に関係する他の当事者
- (c) 加盟団体

WAは国内レベルの機関が下した不服申し立ての決定について異議を唱える権利はないが、オブザーバーとしてその機関より前に聴聞に出席する権利を持つ。WAの聴聞会出席は、23条10項または23条11項に基づく、国内機関の決定に対するCASへの不服申し立ての権利に影響を与えてはならない。

10. 国際レベルの競技者（またはそのサポートスタッフ）が含まれないいかなる場合においても、国内機関が下した決定に対し、下記の関係者はCASへ不服を申し立てる権利を持つ。

- (a) WA
- (b) IOC（その決定がオリンピックに関する資格に影響を及ぼす可能性のある場合）

11. 国際レベルの競技者（またはそのサポートスタッフ）が含まれないいかなる場合においても、WAとIOC（その決定がオリンピックに関する資格に影響を及ぼす可能性のある場合）は、加盟団体の関係機関が下した結論に対し、下記のような状況でCASへ不服を申し立てる権利を持つ。

- (a) 加盟団体に国内レベルで不服申し立ての審判手続きがない。

(b) 23条9項における関係者による加盟団体の国内レベル機関に対する不服申し立てがない。

(c) 加盟団体の規則で認められている。

12. 本規則に基づいて不服申し立てをする関係者は、不服申し立てに至った結論を下した機関から、全ての関連する情報を獲得する権利を持つ。CASの命令がある場合は、全ての情報が提供されなければならない。

CASへの不服申し立ての応答者

13. 原則として、この規則に基づくCASへの不服申し立てに対する応答者は、不服申し立ての対象である決定をした関係者でなければならない。加盟団体がこの規則のもと懲罰等手続き規則第60条4項に基づく他の機関、委員会または裁決機関に聴聞を委託した場合、結論に対する不服申し立ての応答者は加盟団体となる。

14. WAがCASの前の不服申し立ての上訴人である場合、不服申し立てに対する追加の応答者として、この決定に影響を受ける可能性のある競技者、サポートスタッフ、または他の関係する人物を含む適当と思われる他の関係者を加える権利を持つ。

15. WAがCASの前の不服申し立てに対する関係者ではない場合でも、それが適当と思われれば、不服申し立てに加わることを選択できる。WAが参加を選択した場合、そして不服申し立てにおいてWAの状況が共同応答者になる場合、WAはその不服申し立てに対する応答者と共に調停者を共同で任命する権利を持つ。

WAのCASへの不服申し立て

16. CASへ不服申し立てをするか否か（またはCASへの不服申し立てに関係者として参加するか否か）についてのWAによる決定は、カウンシルまたはその被任命者が行う。カウンシル（または被任命者）は、必要に応じて、関係する競技者がCASの決定が出るまで資格停止にすべきか否かも同時に決定する。

17. カウンシルが他の決定を下さなければ、上訴人はCASへの不服申し立てに対する（WAが今後上訴人となる場合は英語またはフランス語の）書面での不服申し立てをされた決定理由が伝達され始めた日から、または第23条9項に基づいてその決定が国内

レベルの機関に対し不服申し立てをされた最後の日から30日以内に、CASに異議を申し立てなければならない。上诉人がWAでない場合、CASへの不服申し立てと同時に、上诉人はWAに不服申し立て声明のコピーを送付しなければならない。不服申し立て締切りの15日以内に、上诉人はCASへの審判請求理由をまとめ、応答者は、審判請求理由受領の30日以内にCASへ返答をしなければならない。

18. CASの前の全ての不服申し立ては、この件に関する問題の再審理の形態をとらなければならない。CASパネルは、加盟団体の関係する裁決機関の決定が誤っていたり、手続き上不十分であると判断する場合、加盟団体の関係する裁決機関の決定を変えることができる。
19. WAに対する全ての不服申し立てにおいて、CASとCASパネルは、WA憲章、規則、規制に従わなければならない。施行中のCAS規則とWA憲章、規則、規制の間に不一致があった場合、WA憲章、規則、規制が優先される。
20. WAに対する全ての不服申し立てにおいて、準拠法はモナコ公国の法律とし、関係者が同意すれば仲裁は英語で行われる。
21. CASパネルは、適切と思われる場合、関係者に対しCASパネルの経費の仲裁をしたり、経費の補助をすることができる。
22. CASの決定は最終的で、全ての関係者、加盟団体を拘束し、CAS決済のあとは何ら不服申し立ての権利も発生しない。CASの決定は即座に効力を発し、全ての加盟団体はその決定の履行のために全ての必要な策を講じなければならない。CASに対する照会の事実とCASの決定は、次回の通知に盛り込まれ、CEOから全ての加盟団体に送付されなければならない。

【本規則の国内適用】

本連盟の登録会員ならびに本連盟の規約のもとで競技する競技者の資格に関する規程

1. 本連盟に登録する者は、WAならびに本連盟が定めるすべての規約に従う。
2. 本連盟に登録する者は、陸上競技および本連盟を侮辱、信用を損ない、品位を失う行為をしてはならない。

3. 本連盟規約による競技会に、下記に該当する者は参加する資格をもたない。
 - (1) 本連盟に登録していない者(外国人登録者競技者を除く)。
 - (2) WA競技会規則第3章(ドーピング防止)に違反した者。
 - (3) 競技会における広告および展示物に関する規程に違反した者。
 - (4) 競技者代理人に関する規程により本連盟が承認していない競技者代理人からサービスを受けた者。
4. 資格停止の期間について特に定めのない場合、本連盟資格審査委員会が決定する。
5. 国際競技大会への出場資格は、本規則第1章第4条を適用する。